

# 自治労福島県職員連合労働組合退職互助会運営規則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、自治労福島県職員連合労働組合退職互助会規約（以下「規約」という。）第42条の規定にもとづき、自治労福島県職員連合労働組合退職互助会（以下「会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 会 員

(会 員)

第2条 この会の会員は、規約第3条に規定する目的に賛同し、第3条の入会手続きを経て入会した者をいう。

2 この会の会員を次の各号に区分する。

- (1) 現職会員 自治労福島県職員連合労働組合（以下「県職連合」という。）の組合員である者（以下「組合員本人会員」という。）、組合員本人会員の配偶者（以下「組合員配偶者会員」という。）、「指定管理職にある県職員が各種共済事業を利用する場合の取扱い要綱（1984年4月1日施行）」第2に規定する者（以下「賛助会員」という。）及び賛助会員の配偶者（以下「賛助配偶者会員」という。）
- (2) 退職会員 第5条にもとづく退職会員への移行手続きをした者
- (3) 旧規約退職会員 1999年3月31日現在、自治労福島県職員労働組合退職互助会規約（1972年4月1日施行）第5条の2の規定にもとづき退職会員となっている者
- (4) 凍結会員 退職会員のうち新再任用され、その任用期間中にある者。なお、凍結会員に扶養されている配偶者を含むものとする。また、健康保険制度の付加給付において（財）福島県職員共助会と同等の給付が受けられる者で理事長が認めた者
- (5) 据置会員 退職会員で給付開始年齢に達していない者

(会員の資格の取得)

第3条 この会に入会しようとする県職連合の組合員は、満40歳に達する年度に加入の手続きをとらなければならない。

2 配偶者を加入させようとする組合員は、その手続きを第1項の手続きと同時にしなければならない。

3 組合員以外の県職員及び理事長が認めた者については、理事会の承認を得て加入させることができる。

(会員の資格の喪失)

第4条 会員が次の各号に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 第2条に規定する身分を失ったとき
- (2) 掛金を3ヵ月以上滞納したとき
- (3) 会員として適当でないと認められ、評議員会の議を経て除かれたとき
- (4) 福島県を退職した者にあつては、退職した日から2ヶ月以内に第5条の手続きをとらなかつたとき
- (5) 旧規約退職会員については、当分の間、満80歳に達する日の属する年度の3月31日に達したとき
- (6) 1999年4月1日以降に退職会員に移行した会員については、当分の間、満75歳に達する日の属する年度の3月31日に達したとき。

(退職会員への移行)

第5条 現職会員は、組合員本人会員または賛助会員が退職するときに退職会員への移行もしくは

は退会の手続きをとらなければならない。

2 前項により退職会員へ移行もしくは退会する日は、退職した日の翌日とする。

(付託金の納入)

第6条 現職会員が退職会員に移行するときは、付託金を納入しなければならない。

2 前項の付託金の額は、厚生労働省が公表する「国民一人あたり医療費」の額と「国民医療費の伸び率（厚生労働白書）」により、退職会員になる者が満70歳に到達する年度までに医療給付金として給付するのに必要な原資を算出し、毎年度評議員会で決定する。

3 付託金は現職会員時に納入した掛金、第11条に規定する付加金をもってこれに充てる。掛金及び付加金の総額が付託金の額に満たないときは、その不足する額を納入しなければならない。

4 付託金は、別に定める場合を除き会員に返還しない。

5 退職会員が納入した付託金は、会が給付を行うために毎年度ごとに一定の額（以下「医療費充当金」という。）を控除していくものとする。医療費充当金の額は各年度ごと評議員会で決定する。

6 凍結会員については、運用規則第2条第2項第4号に規程する期間終了後にその期間中に控除した医療費充当金を還付する。

(配偶者の退職会員への移行)

第7条 組合員配偶者会員及び賛助配偶者会員は、組合員本人会員または賛助会員が退職会員に移行するときにあわせて、退職会員に移行する。

(会員の権利)

第8条 会員は次の権利を有する。

- (1) 給付を受ける権利
- (2) 会計簿及び証拠書類を閲覧する権利

(会員の義務)

第9条 会員は次の義務を負う。

- (1) 掛金及び付託金を納入する義務
- (2) 本会の規約及び機関の決定に服する義務

(権利の譲渡)

第10条 会員の権利は、他人に譲渡しまたは担保に供することはできない。

### 第3章 掛金及び給付

(掛 金)

第11条 現職会員は次の各号に定めるところにより、掛金を納入しなければならない。

- (1) 掛金月額額は別表1に掲げる額を1口として、2口まで加入できるものとし、県を退職するまで納入しなければならない。
- (2) 増口する場合は、満59歳に達する年度までとし、組合員本人会員と配偶者会員の口数は同口とする。なお、減口はできない。
- (3) 増口の申し込みは、毎年1月末までに行うものとし、その年の4月から適用する。
- (4) 前号の掛金には、付加金を付することができる。
- (5) 県を退職することにより退職会員に移行しようとする者は、第6条に規定する付託金額に対してすでに納入した掛金及び前号に規定する付加金を充当してなお不足する額を納入しなければならない。
- (6) 前3号の金額は、退職会員に移行し給付事由が発生するまで会が預かる。
- (7) 掛金月額は、県職員平均基本給に1,000分の8を乗じて得た額を基準として算出し、3年ごとに評議員会で決定する。

(掛金の還付)

第12条 現職会員が任意退会(第2項及び第3項に定める場合を除く。)するときは、前条第1号の総額を還付する。

2 現職会員が組合員本人会員及び賛助会員の退職により退会するとき及び組合員配偶者会員もしくは賛助配偶者会員が離婚により退会するときは、前条第1号及び第2号の総額を還付する。

3 現職会員が死亡したときは、前条第1号及び第2号の総額を還付する。なお、現職会員の死亡によりその配偶者である会員が退会するときも同様とする。

(給付)

第13条 規約第4条に規定する給付の条件及び額は、別に定める給付規程による。

第14条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、給付の一部または全部を行わないことができる。

(1) 給付の原因、請求、申請その他に関し、不正の事実があったとき

(2) 掛金及び付託金の納入を怠ったとき

2 給付を受けた者が、前項に該当していたことが判明した場合は、理事長の請求に基づき給付の一部または全部を返還しなければならない。

第15条 給付の請求及び申請は、会員または会員であった者がこれを行うこととし、会員が死亡したときは、あらかじめ指定されている場合を除きその遺族が行う。

2 給付の請求及び申請は、その原因となる事実が発生した日から2年以内に行わなければならない。

## 第4章 評議員

(評議員の選出)

第16条 規約第30条に定める評議員の数は22名とし、別表2の基準によって会員の中から選出する。

2 評議員の選出については、県職連合各支部及び福島県職員退職者会本部並びに各方部の推薦に基づいて、評議員会において承認を受けるものとする。

3 評議員に欠員が生じた場合は、その選出区分によって後任の評議員を選出しなければならない。

## 第5章 その他

(規則の改正)

第17条 この規則は評議員会の議を経なければ改正することができない。

附 則

1 この規則は、1999年4月1日から施行する。

2 旧規約退職会員の付託金は、第6条第3項の規定にかかわらず1999年4月1日における、退職時に会が預かった積立金終価額から医療費充当金を控除した残額とする。

3 旧規約退職会員と1999年4月1日以降新たに移行した退職会員の付託金は区分して管理を行うものとする。

4 この規則は2000年6月26日一部改正し、同年4月1日から適用する。

5 この規則は2002年12月17日一部改正し、2003年4月1日から適用する。

6 この規則は2003年12月18日一部改正し、改正後の退職互助会運営規則第4条(5)の規程は、2006年4月1日から適用する。

7 この規則は、2004年12月17日一部改正し、2004年4月1日から適用する。

- 8 この規則は、2005年6月30日一部改正し、2004年4月1日から適用する。
- 9 この規則は、2005年12月14日一部改正し、改正後の退職互助会運営規則第4条(6)は、2006年4月1日から適用する。
- 10 この規則は、2006年6月28日に一部改正し同日から適用する。
- 11 この規則は2015年6月27日に一部改正し、同年4月1日から適用する。
- 12 この規則は2017年6月24日に一部改正し、同日から適用する。
- 13 この規則は2019年6月29日に一部改正し、同日から適用する。

別表1(第11条関係)

施行日	掛金額(月額)
1972年4月1日	600円
1975年4月1日	800円
1978年4月1日	1,100円
1981年4月1日	1,500円
1984年4月1日	1,500円
1987年4月1日	1,500円
1990年4月1日	2,000円
1993年4月1日	2,500円
1996年4月1日	2,800円
1999年4月1日	2,800円
2002年4月1日	2,800円
2005年4月1日	2,800円
2008年4月1日	2,800円
2011年4月1日	2,800円
2014年4月1日	2,800円
2015年4月1日	3,000円
2018年4月1日	3,000円

別表2(第16条関係)

会員区分	選出区分	人数
現職会員	県職連合各支部	13名
	福島県職員退職者会本部	1名
	福島県職員退職者会 県北方部(県北支部)	2名
	福島県職員退職者会 県南方部(郡山支部・白河支部)	2名
	福島県職員退職者会 会津方部(会津支部・南会津支部)	2名
	福島県職員退職者会 浜方部(いわき支部・相双支部)	2名
計		22名